

令和 7 年度 東松島市震災伝承活動事業費補助金 募集要領

本市では、東日本大震災の被災の記憶、教訓、復興の経験と記録等を風化させることなく後世に伝承するとともに、防災意識の醸成、まちづくりの発展等に寄与することを目的として、語り部等による震災伝承活動事業を行う団体に対し、東松島市震災伝承活動事業費補助金を交付します。

【募集期間】

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 1 6 日（水）

【申請方法】

市ウェブサイトから申請書類等をダウンロードし、①または②の方法で令和 7 年 7 月 1 6 日（水）17 時までに申請してください。

- ① 必要事項を記載のうえ、書類を郵送または復興政策課に直接ご持参ください。郵送の場合は、7 月 1 6 日（水）必着です。
- ② 申請書類等のデータを記録媒体（USB メモリ等）で郵送または復興政策課に御持参いただくか、後述のアドレスまでメールでご送付ください（データの上限 10MB）。

【補助対象事業】

- ①語り部等による震災伝承活動事業
- ②その他、市長が認めた事業

【対象団体】

語り部等による震災伝承活動事業を行う市内に住所または主たる事務所を有する団体（任意団体を含む）。また、以下の要件を満たす団体とします。

- ①市税の滞納がないこと。
- ②宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ③暴力団でないこと。
- ④暴力団員等が、団体の構成員になっていないこと。
- ⑤暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

【補助率】

補助対象経費に対し、10/10（100％）。ただし、今年度の予算の範囲内での交付となります。
※事前相談のうえ、減額補助となることもあります。

【補助件数】

応募事業の中から、予算の範囲内で決定します。

【補助対象経費】

補助対象経費は、補助対象事業に直接関係する経費で、次に掲げるものとします。ただし、団体の存続を目的とした経費や資産形成に関わるものは対象外です。なお、国、県、その他の補助金を同時に受ける場合は、同一の経費が二重に計上されることのないよう明確に区別してください。

補助対象経費	内容
報償費	講師や出演者等への謝金等 (実施団体の構成員、実施に係るスタッフや所属する語り部に対する人件費、謝礼等は含まれない)
旅費	当該事業に係る分で用途が明確なもの
消耗品費	活動に関わる消耗品で用途が明確なもの
広告費・印刷製本費	当該事業に係る広告費や、チラシ、ポスター、配布資料、研修資料等の印刷製本費
通信運搬費	郵便やインターネット利用等の通信運搬費
手数料	振込手数料等
賃料及び使用料	駐車場の賃借料や有料道路使用料、会議室利用料等
委託料	外部への業務の一部委託に要する費用等
備品購入費	事業の実施に真に必要であり、事業終了後の扱いが明確なもの。汎用性が高く他事業への転用が容易なものは認められない。
その他	その他、市が必要と認める経費

【補助対象期間】

令和7年7月の交付決定後から、令和8年3月15日までに実施するもの。補助対象期間外に実施したものは、すべて補助対象外として取り扱います。

【概算払い】

交付決定通知後に概算払いが可能です。

【実績報告】

事業完了から30日以内、または令和8年4月3日のいずれか早い日までに、東松島市震災伝承活動事業費補助金実績報告書（様式第9号、添付書類を含む）を提出する必要があります。

【受付・問合せ】

東松島市 復興政策部 復興政策課 企画調整・統計係

所在地：981-0503 東松島市矢本字上河戸 36-1 東松島市役所（2階）

電話番号：0225-82-1111（内線1276）

メールアドレス：fukko@city.higashimatsushima.miyagi.jp

対応時間：平日の午前9時から午後5時まで。